

# 『堤防除草により発生した刈草の無料提供』 刈草を有効利用しませんか？無料で差し上げます！ (第1回目)

湯沢河川国道事務所では、従来より堤防維持管理のための除草を行っておりますが、今年度も発生した刈草を資源の有効活用、処分等に係わる費用の縮減の観点から地域住民の方々へ無料提供し、ご活用していただく取り組みを昨年度に引き続き実施いたします。

## 【1. 提供方法】

■刈草の提供を希望される方は、**必ず**下記の『**申込場所及び問い合わせ先**』までご連絡下さい。

## 【2. 注意事項】

- 刈草の提供に際しては、『同意書』に合意して頂きます。
- 数に限りがありますので、無くなり次第終了となります。

## 【3. 申込場所及び問い合わせ先等】

	大曲管内	十文字管内
刈草について	堤防除草で発生した刈草を法尻へ集草	
申込受付時間	平日 9:00~16:00	
申込場所及び お問い合わせ先	湯沢河川国道事務所 大曲出張所 TEL 0187-63-3340	湯沢河川国道事務所 十文字出張所 TEL 0182-42-0109

※ 記者発表先:横手記者会、秋田魁新報社湯沢支局及び大曲支局

記者発表資料に関する問い合わせ先	
国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	
副所長(河川)	阿部 富雄
河川管理課長	大場 孝司
河川維持係長	大山 幸裕
TEL 0183-73-3174(代表)	